

【令和 6 年 12 月 2 日以降】

1 歳未満のお子様のマイナンバーカードについて

令和 6 年 12 月 2 日以降に申請された 1 歳未満のお子様には顔写真が省略されたマイナンバーカードが発行されます。

(注意)顔写真有りのマイナンバーカードを作ることはできません。



出生届と同時に申請する方法（特急発行） [申請書はこちら→](#)

出生届と併せてマイナンバーカードの申請書を提出することで、速やかにカードが発行され、住所地宛て(里帰り先の居所宛へ送付することも可)にカードが簡易書留郵便(転送不可)で送付されます。本人確認書類の提示やお子様本人の来庁は不要です。

住所地で申請された場合は、1 週間程度、最短 5 日でカードが受け取れます。

出生届の届出後に申請する方法

方法1

速やかなカードの受け取りを希望される場合(特急発行)

お子様本人といっしょに法定代理人は、市役所窓口へお越しください。

本人確認書類の提示をお願いします。

(お子様 2 点:母子手帳、こども医療受給者証、資格確認書等。健康保険証も可)

(法定代理人 1 点:免許証やマイナンバーカードなど)

方法2

通常の受け取りを希望(通常申請)

出生届と同時にマイナンバーカードの申請をしなかった場合は、届後、約 1 カ月程度で住所地に「個人番号通知書」が簡易書留郵便で届きます。

同封された「個人番号カード交付申請書」を使用して郵送またはオンラインから申請いただき、市役所窓口でマイナンバーカードをお受け取りいただきます。

特急発行を利用した申請と比較し、カードの受け取りまでに日数がかかります。

(約 1 カ月程度)

出生されたお子さまの父、母または法定代理人である届出人が記載してください。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

記入見本

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

申請者氏名 南 砺 花 子

(生まれた子の氏名)

申請にあたり、以下について記入してください。

3つの暗証番号を同じものとすることもできます。

☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです。

☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます。

お子さまの氏名を記入してください。

① 利用者証明用電子証明書暗証番号	1 2 3 4	☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
② 住民基本台帳用暗証番号【必須】	1 2 3 4	③ 券面事項入力補助用暗証番号【必須】 1 2 3 4
④ 個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】	石川県金沢市〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
⑤ 住所地において個人番号カードの送付 を受けることができない理由	母子は実家で過ごしており、父は単身赴任中のため。	
⑥ 連絡先電話番号【必須】	090-1234-5678	

④・⑤の欄は、住民登録の住所で
カードを受け取る場合は、記入不要で

(注)

- ① 利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書・・・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
- ② 住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ③ 個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ④ 個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピュータ入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

出生されたお子さまの父、母または法定代理人である届出人が記載してください。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

申請者氏名

(生まれた子の氏名)

申請にあたり、以下について記入してください

- ☒氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
- ☒住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

① 利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない	
② 住民基本台帳用暗証番号【必須】		③ 券面事項入力補助用暗証番号【必須】	
④ 個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】			
⑤ 住所地において個人番号カードの送付 を受けることができない理由			
⑥ 連絡先電話番号【必須】			

- (注)
- ① 利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書・・・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
- ② 住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ③ 個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ④ 個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピュータ入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地区町村長へその旨を申し出てください。